

平成31年3月（第4回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成31年3月15日（金）17:00～18:30
宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長
田村賢二郎 委員
山野あい子 委員
川崎 裕美 委員
重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

佐野教育部長、坂本参事、床本総務課長、網本学校教育課長、藤井学校教育課副課長、水津コミュニティスクール推進課長、小林総務課副課長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成31年3月15日の第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、前回配布した1月22日の第1回の議事録及び今回の資料と合わせて送付した2月19日と2月28日の議事録についてですが、ご意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、第1回・第2回・第3回の教育委員会会議の議事録については承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第8号 教職員人事の件」、「議案第9号 宇部市公民館条例施行規則の一部改正の件」、の2件とその他の事項として、「平成31年度学校教育推進のための指針について」、「特色ある教育に取り組む学校表彰について」、「小中一貫教育ガイドラインについて」、「部活動指導方針について」「寄附の報告について」の5件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第8号 教職員人事の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第8号 教職員人事の件」について説明します。まず、来年度の学級数についてですが、児童生徒数の全体の数に大きな増減はありませんが特別支援学級が小中とも5つ増えて6学級になり、トータルでは学級数が5学級増で

す。続いて、教職員数ですが、今説明した学級数の増加もあり、教職員数が3名トータルで増えることとなります。ただし、この数字の中には教員定数以外に国や県の予算でつく加配教員も含まれますが、少人数加配がマイナス3、学力向上推進リーダー教員がマイナス1と、加配教員がトータルで4名の減ということで、厳しい状況となっています。続いて、新規採用教職員についてですが、本市には、教諭・養護教諭・事務等全部合わせて39名の新規採用教職員が配属され、昨年度より7人増ということになっています。退職者については、今年度末で退職を迎える校長が3名、教頭が2名となっています。教員については38名の退職となっており、昨年度と比較して10名多くなっています。続いて、転出入についてですが、新たに宇部市に入ってくる教員が35名、市外に出ていく人が37名、市内で異動があった教員が69名です。今後の予定ですが、18日に内示、報道発表等の日程についてはそこにあげていますが、辞令交付式、着任式のご案内については、机の上に配布していますので、またよろしくをお願いします。

教 育 長： 31年度の人事異動について、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

教 育 長： よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、「議案第8号 教職員人事の件」については承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、「議案第9号 宇部市公民館条例施行規則一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第9号 宇部市公民館条例施行規則の一部改正の件」について、説明します。今回の改正は、平成31年4月1日からふれあいセンターが有料化されることに伴い、公民館条例施行規則を2点改正します。1点目は、公民館の使用の申請等について規定した第4条を削除するものです。2点目は、公民館運営審議会の組織について規定した第5条に引用されている条例第11条が、公民館条例の改正に伴い第5条に繰り上がるため、規則の表記を改めることとなります。条例第11条が第5条に繰り上がる理由については、ふれあいセンターの有料化に伴って、公民館についても使用の手続き等に関してふれあいセンターと一本化するため、公民館条例の条項のうち、使用に関して規定した第5条から第10条を削ることとなります。そのため、公民館条例の第11条が第5条に繰り上がり、施行規則で第11条を引用しているため、ここを第5条に変えることとなります。1点目についても同様で、公民館条例条項のうち、使用に関して規定した第5条から第10条の削除に伴って、規則の中で関連した該当の条項を削除することとなります。

教 育 長： ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

教 員： 全てのふれあいセンターが、公民館としての位置付けと2つに分かれているということでしょうか。この条例に記載されているのは東岐波から船木までですが、記載されていないところは違うということでしょうか。

事務局： 市内24校区にあるふれあいセンターのうち、東岐波から船木までの8か所は公民館と兼ねています。公民館条例の中でも、公民館の名称はふれあいセンターと呼ぶとなっています。ふれあいセンターと公民館の機能はほぼ同一であり、公民館は社会教育法上の施設との位置づけになりますが、実際の取り扱いはふれあいセンターと同じということになります。今回、ふれあいセンター条例の改正に伴い、公民館条例に関する使用の手続きについても、これまでは教育長に使用の申請をすることになっていましたが、ふれあいセンターと同一ということで、市長に対して申請の手続きをしていただくということに一本化することになります。ですから、公民館についても有料化する部分については有料化して使用料をいただくことになります。

教育長： よろしいですか。それでは、「議案第9号 宇部市公民館条例施行規則一部改正の件」について、承認ということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、「議案第9号 宇部市公民館条例施行規則一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

教育長： 続きまして、その他の事項、「平成31年度学校教育推進のための指針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、「平成31年度学校教育推進のための指針について」説明します。今年度変更箇所を赤字にしていますが、教育委員会内全課からの意見と、本市が全国29都市のうちの一つに選定されたSDGsについて、柱に取り込んでおります。本市では、今までも環境教育に取り組んでまいりましたが、宇部市として取り組んでいるSDGsに関わることを意識した授業展開を行っていくことで、宇部市の2030年の姿に少しでも近づけ、人材づくりに貢献したいと考えています。今まで上にありました2つの柱と15の取組の中、来年度はICTの活用、地域の活用ということで、わかりやすい授業の展開とSDGsを意識した授業づくりで下を支えていけたらと考えてこういう形にしました。小中一貫教育とコミュニティ・スクールの2つの柱は変わっていません。2020年から小中一貫教育がスタートしますので、更に各中学校区で取組の充実を図っていくように、教育委員会としても啓発していきたいと考えています。裏側の「推進のために」の1、2、3については、人権教育課その他に確認しまして、コミュニティスクール推進課からの意見で、赤字で修正しています。

教育長： 御意見、御質問等ございますか。

委員： 裏面の1番の(5)、体力の向上にプラスして健康増進という観点を入れた方がいいかと思えます。

事務局： これは、いわゆる体力テスト、身体能力テストのところがありますので、その取組を教育委員会として意識できるように体力だけ出しています。表にも一番上にあげているのですが、文科省の調査に対応できるように意識づけのために入れています。委員ご指摘のとおり、健康教育というのが体力も全て含めた

言い方になります。例えば癌教育等、幅広い分野にわたることになりますので、本市として今具体的に取り組んでいる体力と食育がありますが、来年のプランとして、養護教諭と連携する計画もありますので、具体的には体力の方をあげていきたいと思っているところです。

委員： 歯科医師会としての取組で、今までは普通に歯磨き指導はするようにしていますが、それとは別枠でフッ化物洗口から始まる健康教育というものを、年に2回は歯科医師会が学校に赴いて指導をすると決まりましたので、新たな項目として入れた方がいいのかとは思いますが。

教育長： 今御提案のありました健康教育、健康増進については5に入れ込んで、若干文字が増えますが、体力や健康増進、食育、また、医師会、歯科医師会等々、連携をさらに深めるという意味でも検討していただきたいと思えます。

事務局： はい。

委員： 11について、授業公開は一人1回以上、授業研究会は学年数以上の回数とありますが、学年数以上というのはどういう意味ですか。

事務局： 小学校が6、中学校が3回です。これは、学年ごとに研究授業をされている形態が各学校であります。例えば1年生がやるときにほかの学年の教員も行きたいところですが、なかなか担任が教室を空けることができませんので、せめて学年単位でされるときにはみんなで行って研究しましょうということでこの回数としています。この中には、宇部授業の日というのがありまして、近隣の学校の先生方が集まって、今中学校区で小中一貫を兼ねて実施していますが、その学校だけの先生ではなく中学校の教員が見に来るということあります。

教育長： 具体的には、学年数以上、の意味が不明だったということで、わかりやすい表現にしていきたいと思えます。

委員： 宇部市SDGs未来都市計画と記載されていますが、これまで取り組んできたことが、2030年に向けた目標につながっているということだと思いますが、大変難しくかなり勉強が必要になると思えます。

事務局： このことをコンパクトに表すのは、項目も多く、非常に難しいのですが、ただ宇部市がこういうことに取り組んでいるということ、市外から転入してこられた教員にもまず知っていただくことと、本市におられた教員にも今自分たちが教えている、環境・平等・人権などが項目の中に入っているということの認識をもってもらいたいと考えています。研修については、今やっている若手教員やミドルリーダー、当然、校長や教頭の研修会というところでも時間をとって説明していきたいと考えています。

教育長： いろいろな場で研修したり、PR行動したりしていきたいと思えます。ほかにありますか。

(全委員意見なし)

教育長： それでは、今いただいた御意見を事務局で検討して最終案とさせていただきます。

教育長： 続きまして、「特色ある教育に取り組む学校表彰について」をお願いします。

事務局： 毎年、年度当初の校長集会で特色ある取組をしている学校をいくつか表彰させていただいていますが、新年度から表彰を廃止したいと考えています。理由としては、今までそれぞれの学校で、特色ある活動をコミュニティ・スクールも絡めて実施してきましたが、今年から1校1モデル校ということで、それぞれがコミュニティ・スクールと一緒にいろいろな取組をしています。それに順序をつけるのではなく、別の学校の取組を知らせる時間にさせていただけたらと思います。

教育長： 毎年3校を表彰するため、教育委員の皆さんにも審査員をしていただきました。さきほど課長も申しましたように、表彰ではなく違う形で紹介することについて、御意見ありましたらお願いします。

(全委員異議なし)

教育長： よろしいでしょうか。続きまして、「小中一貫教育ガイドラインについて」、「部活動指導方針について」説明をお願いします。

事務局： 小中一貫教育ガイドラインとリーフレットと部活動指導方針について、前回の会議でいただいた御意見をもとに修正をしました。リーフレットは、14,000部作成し、各学校の来年度の保護者全員と教員、関係機関へ配布する予定にしています。教育委員会の指導としては、例えば年度明けの職員会議やPTA総会、学校運営協議会、保護者懇談会など様々な場面で理解を進めていくことをお願いしています。あわせて来年度、小中一貫教育について、中学校区でランドデザインを作成するようようお願いをしています。来年度中に完成させ、それをもって保護者への説明をお願いしています。

委員： ガイドラインの10ページですが、平成31年度の取組は前回と同じで変わっていません。先程の指針の中の12番に、中学校区単位で全教員が参加する研修会を年3回以上実施し、小中一貫教育の具体的な取組を行うと書いてあるので、中学校区単位で年3回以上研修会を実施ということを入れてもいいのではないかと思います。

事務局： 現在は教育委員会で行っている小中一貫教育推進協議会での取組を、各中学校区での小中一貫教育推進委員会（仮称）で取組の点検評価を含めてやっていただくように考えているところです。研修会の3回以上というのもそこで協議をしていただきたいと考えています。

委員： ここに記載されていますが、実際には各学校で決めるということですか。

事務局： 小中一貫教育に向けての準備や授業研究会、拡大の学校運営協議会などで、年3回くらいはせめて先生方と地域の方が会う機会をもとうという意図と、学校の裁量にも配慮した形で指針には記載しています。

教育長： よろしいですか。

委員： リーフレットの宇部市の目指す小中一貫教育の7つの方針と、ガイドライン4ページの方針では少しずつ文言が違っていますが、意図がありますか。

事務局： どちらかというリーフレットは保護者を対象にしています。ガイドラインは学校、教員を対象にしていますので、同じにはしていません。

委員： 保護者の方にとって、道徳の教育と生徒指導と関連づけられてくるとされているのは載せなくていいのではと思います。文言が変わっているのは、保護者対象の一般的な文言に変えられたとは思いますが、ガイドラインであるものがなくなっているのは少し違和感があります。

事務局： 文科省の方では、道徳は入っていません。生徒指導の継続的な指導ということで、基本的ベースは文科省の手引きに合わせていますが、教育委員会としては、やはり生徒指導の中に道徳教育は入ってきますので、校長からの御意見をいただいて、こちらには入れておいた方が教員にはわかりやすいのではということを入れていきます。

教育長： よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、「小中一貫教育ガイドラインについて」「部活動指導方針について」は、このまま進めていくこととします。

事務局： 部活動指導方針、ガイドラインについては26日に配布する予定です。この方針につきましては、実際に学校がこれを使って運用する中で問題や課題が出てきたときに、内容を検討しながら進めていきたいと考えています。

教育長： 部活動は文化部も入りますか。

事務局： 文化部も入ります。

教育長： 県も文化部運動部合わせたものを出すのですか。

事務局： 県は運動部活動と文化部活動について、それぞれの所管部署が作成すると思います。本市は、この方針で中学校の部活動全部に適用します。例えば、赤十字やジュニアレッドクロスなどの活動であっても部活動であるならば、このガイドラインに沿って活動するということになります。

教育長： 事務局からほかに何かありますか。

事務局： 夏休みの短縮について、御提案させていただきます。御承知のとおり2020年度から小学校の外国語が本格的に始まりますが、35時間の授業時数を、どこで確保するかが一番の課題となっています。その35時間の確保については、各教育委員会や学校に任されています。7時間目や、土曜日登校となると、児童への負担、スポーツ少年団の活動や地域行事への参加などに支障をきたすということもあります。宇部市教育委員会としては、2020年度から普通教室にエアコンが設置される予定ですので、夏休みを8月24日までとし、25日から31日までの1週間で土日を除く5日を授業日とし、1日5時間か6時間授業を行い、30時間近い時間をここで確保したいと考えています。これの実施に当たっては、まず保護者への周知が必要になりますので、年度当初の最初のPTA総会等で周知していきたいと考えています。合わせて学校においても、1週間分の宿題を少し削減することや、部活動の休みを確保する等、教育委員会として責任持っていきたいと考えています。また、夏休みはスポーツ少年団や地域行事が多くありますので、その日程調整や、給食や登下校の見守りや防災など、関係機関との調整が必要となります。教職員についても、働き方改

革と言われて、学校閉庁日を設けたりしていますが、夏休みの減少はそれに逆行する動きではないかという意見も出てくると予想されます。今、夏休みには、日頃できない研修を実施していますので、精査して教員が休みをとれる日を確保していきたいと思っています。最後に、小学校3年から6年まで授業時数が増えますが、ほかの学年や中学生は無理に授業時数を増やす必要はありません。しかしながら、その学年だけ登校するというわけにもいきませんので、中学生については、現在すでに夏休みの後半に行っている運動会の練習や、受験に向けた個人学習、SDGsやキャリア教育などについての時間を確保したいと考えています。小学校1・2年についても、宇部市の特色として、3年生から始まる外国語活動につながるような授業をこの時間で実施することも良いのではないかと思います。

教 育 長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いします。
委 員 員： 35時間必要で、夏休み短縮で30時間の確保になるとのことですが、5時間分はどうなりますか。

事 務 局： 残り5時間については、学校の裁量に任せたいと考えています。
委 員 員： 学童保育を利用している子は、夏休みの間朝8時から夜6時半くらいまで、月曜から土曜まで毎日利用している子どももいます。夏休み40日間、何も体験もできない、こういう子がいるのはとてもかわいそうだと毎年思っているもので、少しでも短かったら友達にも会えていいのかなとも思います。お弁当もコンビニのお弁当という子どももいるので、栄養面を考えたときに給食があった方がいい子も中にはいます。

委 員 員： 8月25日を始業式とするのですか。
事 務 局： 県に確認しています。条例などありますので、9月1日と言われるかもしれませんが。今調査しているところです。

委 員 員： もし9月1日が始業式ということになれば、8月25日はいきなり6時間ということですか。

事 務 局： 初日から6時間か、少しずつになるかは未定です。
委 員 員： 2020年度までには、必ずエアコンが設置されることが前提ですか。

事 務 局： そうです。
委 員 員： 7月の夏休みの最初を短縮することは難しいのですか。
事 務 局： 7月の夏休み初めは、中学校部活動の選手権大会などがあります。小中ですらすという案も出ましたが、揃える方がいいということで、揃えるとしたらここしかないとなりました。

委 員 員： 登校日はどうなりますか。
事 務 局： 夏休み終盤に、ほとんど登校日はありません。
教 育 長： いろいろなことを想定していますが、もしお気づきのことがあれば、細かいところも含めて御意見いただければと思います。

事 務 局： 事前に連絡が必要な団体もありますので、これから連絡していきます。少なくとも年度当初のPTA総会で各学校の保護者に周知します。

委員： 習い事をしている子どもも多いと思いますが、特に8月末は、小学校6年や中学校3年は、受験のために塾の予定を入れている家庭も多いので、保護者の立場としてはできるだけ早く方針を聞きたいことと、習い事の調整ができるかということが気になります。

教育長： 参考までに、山口県内では、今の段階では本市が一番早く動いているようです。全国的には1週間短縮は当たり前になってきています。また御意見をいただければと思います。ほかにありますか。

(全委員意見なし)

教育長： それではこの案に基づいて、当然いろいろ御意見いただいた中で若干修正もできると思いますが、また説明するというところで御了承いただければと思います。それでは最後の「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： 2月分の寄附の報告をします。2月12日、匿名の方から3,000円、小中学校交通遺児教育資金として、平成24年度から通算83回目の御寄附をいただいております。2月8日、渡辺翁記念文化協会様から渡辺翁記念文庫図書購入費として30万円、渡辺翁記念文化協会「絵本文庫」図書購入費として50万円の御寄附をいただきました。2月25日山口県学校保健予防会様から特別支援教育青い鳥基金として165,448円の御寄附をいただいております。以上です。

教育長： 議題については以上ですが、ほかに何かありますか。

(全委員意見なし)

教育長： 以上をもちまして、平成31年3月の教育委員会会議を閉会とします。